

特 252

538

增井文太翁事蹟考



始



竹252
538

增
井
文
太
遺
影



伊
井
文
太
齋
漫

增井文太遺族

右前
 曾孫健二
 同新介
 同大三
 一耶妻六
 長男一
 次男形
 忠行妻が
 孫總行



伊井文太畫

曾 爾 勤 二
 同 大 三
 同 大 心
 長 一 限
 大 限 限
 曾 爾 勤 二
 同 大 三
 同 大 心
 長 一 限
 大 限 限
 曾 爾 勤 二

増井文太遺墨

述懐

浮世には鹿をば馬と言ふなれど
心しあらは聞なたかへそ
有年

述懐

浮世には鹿をば馬と言ふなれど
心しあらは聞なたかへそ

有年

序

予維新志士の事蹟を稽查し、これを顯揚せむんとする、茲に年あり先年愛知縣教育會の爲に天忠組總裁松本奎堂の事蹟を其生地三河刈谷に於て講演し、同人が勤王討幕の準備として我淡路に來り同志を糾合せし梗槩にも説き及び其速記録は同會々報特別號となれり。而して我淡路に於て奎堂に共鳴呼應し報効を謀りしもの田村平一郎、増井文太、武田萬太夫の三人を唱首となす、予曾て田村氏の遺族に就き殘留の文書を展閲し、見聞の要を舉げて時の有司に進言せしことあり。大正八年贈位の恩典を蒙り洲本武徳殿に報告祭を執行の際其事蹟を講演したり、爾後他の二人を稽查せむとし増井家に殘存せる文書を需め幸にして數點の信證となす

べきものを發見し、これを資料となし文太翁の略傳を作り日本及日本人に掲載す、友人武井三代吉氏これを見て驚喜して曰傳中に見ゆる同志萬太夫は我村の人なり顯はさざるべからずと、仍て故老に問ひ傳説を蒐め遂に其事蹟考を印行し、且一碑爲に成る、今や増井同族會は本書を編みて文太翁の平生を明にし、其郷の有志者碑を八幡公園に建て、翁を顯はさむことを謀り文を予に需む、依て以て當年身を忘れて國事に盡瘁せし勤王志士の面目を知るを得ば當に追慕の誠を表するのみならず、思想の善導に資する所多大ならむ。これを序となす。

昭和四年己巳秋日

須磨小屋に於て

後學 武岡豊 太拜識

増井文太事蹟考

増井文太名は仁美號は有年別に竹聲榮螺と稱す、四代の祖實兵衛郡奉行棚橋勘太夫に配屬し公務に従事し、後三原郡内ヶ原村の庄屋を命ぜられ同村に住居す、嘉代助、嘉治助相繼ぎ文太は其長男にして文政六年二月二十六日を以て生れ、父祖の庭訓を受け文學に志し和歌を能くし慷慨の氣象あり。同郡中八木村庄屋武田萬太夫、津名郡壙尾浦庄屋田村平一郎等と厚く交り共に報効を謀る。嘉永末米艦浦賀に來り露使亦長崎に至る、國論沸騰尊王攘夷の説盛に起り勤王の志士相往來して同志を糾合す、我淡州に來る者京都の頼三樹(三樹三郎)、備前の藤本鐵石(津之助)、越後の村山荷汀(秀一郎別號半牧子)三河の松本奎堂(謙三郎)等有志者に説くに大義名分を以てし、津井村の古東領左衛門は其友福浦元吉と共に鐵石に誓ひ、平一郎は奎堂に約し同志文太、萬太夫等と力を王事に致さん事を企圖す。奎堂、鐵石等が機會を待ち義兵を

二
擧げ江戸幕府を討滅せんとするの内意を諒知するを以て窃にこれに應ぜんとするの準備を講ず、茲において三人は各其地方の銃砲に心得ある農民を集め名を練習に假り獵師隊と稱し隊伍を整へ訓練をなす、文太は初め福井村法華寺に開き後新田北村籠池に移し又筒井村鐘鑄原の山腹を開拓し訓練場となす其各村の庄屋に依頼往復せし書類今猶殘存す。安政の末より文久年間に至り外國關係切迫するに及び國家海防の急を告げ、藩主蜂須賀侯は由良、岩屋に砲臺を築き明石、由良兩海峽の防禦に任ず、茲に於て兵伍の必要起り文太等三人の訓練する獵師隊を採用して之を農兵と稱し海防に従事せしむ、其支給に關し藩吏と往復せし書類數通家に存す。文太は國風を詠じていふ『育て置く國の御爲の礎と植ゑし櫻の花やさくらん』此歌の意を考ふるに藩命を受けて農兵と稱せらるゝ、雖内心に於て朝廷の御用を務めんとするの深謀を見るべし。文久三年の春に至り孝明天皇は將軍家茂に上洛を命じ攘夷の期限を定めん事を迫らせ給ふ、天下の志士は叡慮を奉戴し幕府が到底實行し能はざる

攘夷を責めて根本より幕府を討潰せん事を謀る、奎堂、鐵石等大いにこれを勉め再三淡州に來り同志に告げて此機會逸すべからざるを語り義兵の準備大に進捗す、其三月平一郎は京都に上り奎堂に會談し獵師隊を引率し朝廷護衛の御親兵に充てん事を謀り滞在數日書を文太等に致し其上京を促す、家に存する書信左の如し。

武田萬太夫様
 御出逢申大慶
 春晩之處益御清逸奉賀候此中は御出逢申大慶
 に奉存候其後上京今以無異に滞留仕候間御安
 心可被下候扱獵師隊身居一條過日より段々議
 論に相及居申處都志謙藏殿へ傳言仕候に付定
 て御聞取被下候方ご奉存候且又其後大義論仕
 居申候處益上都合しかし兩君共早々御上京被
 下候得ば尙以上都合に候間可相成候得ば兼て

武田萬太夫様
增井文太様

田村平一郎

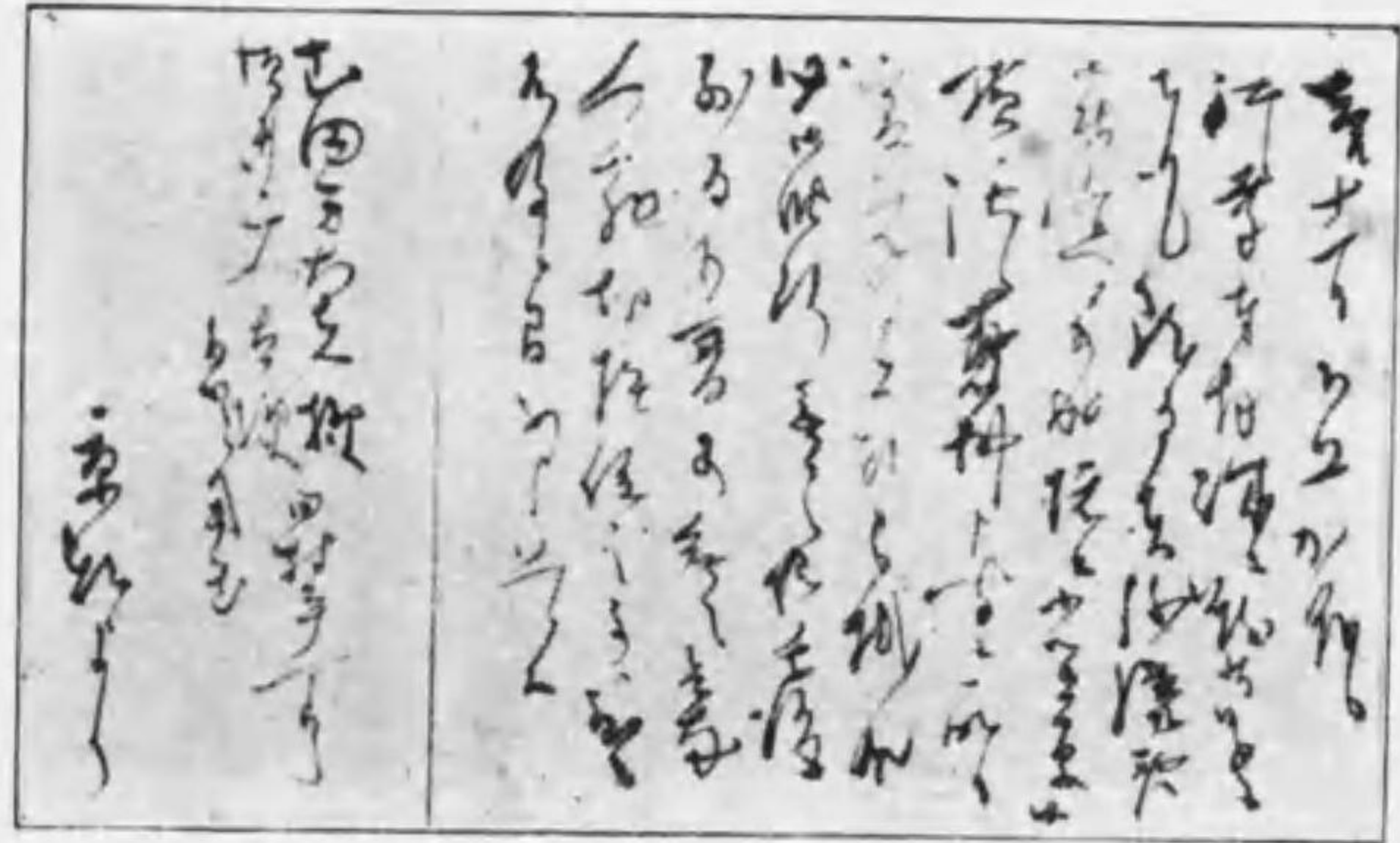
急々要書京都より

勇氣の人御誘引にて此狀着次第御上京被下度
 尙又浪華にて御嘶申上候一條も上都合に候間
 御上京次第供々取掛浪華へ罷下り候様相運掛
 居申候間是又御承引可被下候しかし存外之長
 逗に相成旅用甚振手に相及此段御推察可被下
 候余は此者より御聞取奉願上候右之段迄早々
 己上

田村平一郎

三月十六日朝

武田萬太夫様
增井文太様



去る十一日下上加茂へ
行幸奉拜誠に難有義に奉存候就ては彌々攘夷
御決定に相成既に小笠原の横濱打拂申聞に候
明日爰元出立斯之掛故必御油斷無之様其後別
て相變事無之壹兩人宛切捨位之事は度々相及
候間不申上候也

右書信中「獵師隊身居一條過日より段々議論に相及び」。「御上京下され候へば尙以て上都合」。「兼て勇氣の人御誘引にて此狀着次第御上京下され度」。「加茂へ行幸を奉拜誠に難有」。「彌々攘夷御決定」。「必ず御油斷無之様」等の辭句あり、上來記述する獵師隊、奎堂義兵、御親兵、討幕、の關係を的確に暗示するものあり、文太等心事茲に於て明白に表明するもの云ふべし。
越つて四月平一郎は奎堂等の紹介を受けしが御親兵隊長三條實美公に献白していふ。

今般攘夷御一決御布告相成候處淡島之義は海門之要衝に當り候に付防禦策略等種々申立候者も有之候得共畢竟將たるもの、得其人候得ば神算妙謀も從て出來仕候義故仰願くは世子淡路守淡州に罷在軍事總裁仕候様被仰付家老蜂須賀駿河右之輔佐被仰付候者ば爲天下國家於私共も感佩仕候事に御座候左候はば兼て仕立置候農兵三千人の者一同得力碎勵奮發抛身愈忠戰可仕候右者私一人の存意にも無之天下有志の人々并に淡州闔國の

者所願に御座候間何卒早々右様被仰付候様伏して奉内願候 以上

淡州

田村平一郎

亥四月

轉法輪様

御雜掌中様

右轉法輪は三條家の稱にして文中に仕立置候農兵三千人の者一同力を得碎勵奮發抛身愈忠戦仕るべく候右は私一人の存念にも無之云々あり、是平一郎は文太等この謀議を表白するものなり、此献白書は數年前維新史料編纂官が三條家の庫裡に發見せられしものなり。

此時に當り將軍は攘夷の詔命を奉ぜず、私かに江戸に歸るを以て朝威大に舉り、天皇親征の議起り、従つて御親兵も増加し大和行幸の大事を決行せんとするに至る、奎堂、鐵石等は行幸の御先驅となり、大和に先發して義兵を

舉げんとす、六月末奎堂は平一郎方に來り大に謀る處あり、七月十五日書を平一郎に與へて曰く、

薩長議論不相合諸藩心々にて何れ爭亂不遠と奉存候必ず御怠りなく御心懸時節相待ち可申候其内御出京被成度奉待上候諸藩より追々人數差出賑々敷をかしき世界に御座候小なる事は御捨て置き大なる所御工夫可被成候

松本 衡

十五日

田村平一郎様

ごあり、小事は即ち藩の農兵の事なる可く、大事は即ち勤王の義舉なる可し、後の天忠組の用意たる事明かなり。

朝廷に於かせられては地方勤王の志氣を鼓舞せんが爲廢典大に起り、古來忠節の歴史を顯揚し、又勅使を皇祖の陵に差遣あり、八月六日侍從四條隆謨

一〇
〔七卿の一人〕を淡州廢帝陵（明治三年淳仁天皇と謚號を奉る）に參向せしめらる、文太は七月二十日平一郎等と明石に迎へ護衛に従ふ事となり、侍従が八幡村護國寺に宿泊せらるゝや同村の庄屋沖伊平へ書を致し護衛の人数を徵發す其文書左の如し。

急々申達候然ば 四條様明六日御村護國寺へ被爲在御入候に付左の名面の者御門番御用被仰付候間御申付可被成候此段申達候 以上

増 井 文 太

八月五日申下刻

沖 伊 平 衛 様

宮 本 榮 作
宮 居 吉 兵 衛
中 畑 利 兵 衛
梅 本 佐 治 平 以上

由來内ヶ原は山間の山村にして八幡村は郡中の都會とも云ふ可き大村なり其小村の名主が大村の名主に達書を送る當時の制度に於て殆ど例なき事にして其意氣想ふ可し、文太の此舉勤王の至誠に出て縦横周旋せしを以て藩吏と大爭論をなせし事左の手記に明かなり。

此度四條殿御出に付明石表へ渡海仕御荷物才判仕且は明石表之御賄又は饗應向聞合候様武田萬太夫、増井文太兩人之義は表向にて罷出候田村平一郎義は内間御用被仰付同船仕候直様四條殿御本陣へ參り夫々聞合尙又天野嘉右衛門より何角聞取平一郎義は翌八月朔日岩屋浦へ罷歸り私共兩人逗留仕御荷物才判仕罷歸候（中略）

明七日四條殿八幡八幡并廢帝へ御越即八幡村御泊りに相成申に付私共兩人今晚より八幡村へ罷越郷鐵炮相配り御門番相勤させ其上御宿役向見繕仕候様被仰付奉畏門前迄出掛候處田近藤次郎、清水淋兵衛御門番仕居申に付右御用向相嘶候處兩人申候者只今八幡村門番致させ候ては惣才判始

我々は迄心配致候處反古に相成候様申に付少しは爭論仕候得者何様一應は御斷申上吳候様達て申に付不得止一應之御斷石井野口へ申出候處門番之義は手元より相配り申候間兩人之内一人只今より大工召連罷越前段之通御役向見繕且又御後架も只今より指遣候に付無手拔才判仕候様被仰付即増井文太御請仕尙又御門前にて藤四郎淋兵衛へ右様子相嘶候處又々右御用相斷候様被申甚如何に奉存候此度郷鐵炮之義に付如何様之相談有之候て右様之事に候哉追々相論じ誠に御上へ對し不埒之義忽御用支に相成候。最早福良御組付之義は別派と致置かれ候ても不苦我々は被仰付之御用相勤可申と申捨罷歸旅宿にて支度仕送夫相待御後架を持せ大工召連六日夜九ツ頃より八幡村へ罷越候武田萬太夫義は翌日付廻り相成申候翌八日私罷歸り候處吉太郎始色々悪口申候得共一圓頓着不仕候

翌八月十三日愈々大和行幸の繪旨煥發奎堂、鐵石等は義兵を以て大和に先發し多年の計畫を實現するに當り、十八日の政變大和行幸の御中止となり、

七卿落ちとなり奎堂等は五條の代官所を襲撃し代官等を殺し幕府の一角を破壊せしも、中央政變により後援を絶ち空しく南山に戦死す、其苦戦中兼て牒せし平一郎、文太等は獵師隊を率ひて出發せんことす、九月初め藩吏之を探知し、其四日麻上下着用洲本の藩廳へ出頭を命ず、三人は何事ならんと出頭すれば譯もなく獄に投じ、何等の吟味もなく謹慎を命ぜらる、二三年の後獄中より書を父母に送る、其用紙塵紙にして筆墨僅かに讀解するを得、即左の如し。

一兩日寒風甚敷相成申處益御清祥可被成御座御由千萬目出度奉存候次に
 私事無事に罷在候間此段御安心可被下候今日御詔之品御差越之趣忝奉存
 候此間に上加茂の近藏と申者參るも知不申候間何角御聞可被下候併爰許
 より參り候ものは一圓立關にて賄ひ勝手へは入れ不申様可被成候先子細
 は無之哉と奉存候得共只用心にしくはなし此段御承知可被下候
 誠に時を待兼一首を詠み

出獄者に
傳言を頼
む

一兩日寒風甚敷相成申處益御清祥可被成御座御由千萬目出度奉存候次に
 私事無事に罷在候間此段御安心可被下候今日御詔之品御差越之趣忝奉存
 候此間に上加茂の近藏と申者參るも知不申候間何角御聞可被下候併爰許
 より參り候ものは一圓立關にて賄ひ勝手へは入れ不申様可被成候先子細
 は無之哉と奉存候得共只用心にしくはなし此段御承知可被下候
 誠に時を待兼一首を詠み

冬の月心そ寒き關の戸に

鶏の音を鳴く人やあれかし

右歌古事有り

昔宋の國の王悪人の爲に國を落行く時函谷關の關所の門しまり鶏啼候
 得ば明き申候處有時家來の内に鶏の聲名人啼き申者有之程よく啼き候
 得ば速に關の戸明き難を逃れ候事有之候に付右によみ
 今度の御便りに御返歌御願申候御筆を拜し候得ば御面を拜すこ奉存候此
 段一入奉願候 以上

竹

豊 大 君

増井文太事蹟考

父嘉治助
豊年と稱
す

母に宛たる書状

母様へ
 此の頃、御座候御きげん、此の間虫蝕、可被遊御
 座ござんじ参らせ候最早月迫に相及候は、随分御手仕舞被成御機嫌よく
 御越年可被遊候次に小子義も無事に相暮し居申候御休意思召可被下候誠
 に申上候迄も無之候へごも長々入牢致御心配相懸け御兩親様へ申譯無之
 残念のみにて相暮居申候乍此上子供之義吳々御頼申上候分けて新介義は
 嚴敷御申付之上棒柔術杯之稽古伯父へ頼み精々執行致候様御申付可被下
 候此儘相果候ては犬死同様之事に御座候間親の後を續ぎ國の爲め（此處
 虫蝕）御爲に心を盡し候様重々母様より常々御申聞可被下候先は右御願
 迄申上参らせ候かしく
 十二月廿八日日出度
 母様

母様

ふん

右の内母に送る文中に此儘相果候ては犬死同様の事に御座候間親の跡を續ぎ國の爲め(此所欠字ありて)(虫蝕)の御爲に心を盡し候様重々母様より常々御申聞かせ被下候云々ごあり國の爲めの下用紙欠落せるを遺憾ごすれども天子様の御爲め若くは朝廷の御爲ごありしもの、如し、後慶應三年氣節文章を以て勤王志士を激勵せし森田節齋幕吏の指目を避け淡路に隠匿せし時其家を訪ふて家族を慰め一幅の書を與ふ即ち左の如し。

孝の道は自反

丁卯初秋 爲増井老臺 森田益

學問之道在自反

丁卯初秋 爲増井老臺 森田益

ごあり、節齋の遺墨を見るに老臺の敬語を用ゆるものは最上の敬稱にして、森田益ご姓名を署するもの、如きは最謹慎を表せしものなり、想ふに文太が皇室國家に誠忠を抽んずるを感賞せしもの、如し。

其他當時同志より時局に關して送り來れる書信少からず、特に藤本鐵石、松本奎堂、古東領左衛門、田村平一郎等諸士よりの通信書多くありしも、入牢の際事實の洩るゝを恐れて文太の父嘉治助悉く之を燒棄せり、文太等の罪狀審議の結果一時は梟首に決せりご傳へられしも遂に其事なく、幽囚五年王政復古、鳥羽伏見の戦に次で征東の師を起さるゝに至り皇軍の意氣益々揚り阿波藩風に俗論を斥け藩主茂韶公京都に上り皇軍に従ひ、田村、増井等の獄に在るものを放免せしめらる、實に慶應四年三月十七日の事なり、文太は出獄後事の委細を聞き大に感激し、立つて皇軍に従はんごせしも幽囚五年の長きに涉り、身心共に衰弱甚しく遂に其志を得ず已むなく弟辰輔を、田村は弟伍八郎を各身代りごして皇軍に隨從せしめたり、弟辰輔は文太の命により従

軍中明治二年京都平松家葛野式部の部下となり京都守備軍に従ひたり、江戸征伐の事終り軍務官より辰輔に左の書を與へて歸國せしめらる。

王政御一新に付諸民其所を得候様厚き御趣意を以て追々御布告相成候御趣意は孰も深く可奉體認方今萬機

御親裁の秋に相成候上は

皇國御一體の御政道に付府藩縣共に一途に候得者遠近の差別更に無之孰も歸國致し銘々入戸籍候様可致候尤一時忠憤一筋の心得にて致脱走事不得止よりして條理に相反し候義も可有之然所今般孰も無懸念歸國の道朝廷より被遊遣候加之是迄御召遣に相成候義に付其身の生活も夫々御取扱に相成候間出格の御趣意厚奉體認孰も無心違令歸國候様更に申達候事但本文の通厚き御趣意奉體認候ても萬一難致歸國事情も有之候輩は不包申出度其品に依り御取扱の振も可有之候事

十二月

軍

務

官

改平松家葛野式部

一手ノ内 増 井 辰 輔

文太は王政復古明治の聖代を迎ふるに當り、此大偉業を衷心祝福すること共に是れが犠牲となりたる同志の追憶に耽り、其遺族に對し懇篤なる慰問狀を發送する等同志の靈を慰め友誼を全うせり、其後餘生を地方の啓發に盡すべく發心し、或は地租改正に參畫し、又は農事振興を量り、植林を獎勵する等寢食を忘れ大に努力し、傍ら子弟の請を入れ塾を開き専ら是れが教養に勉めたるにより村民皆其徳を敬仰するに至る、明治二十四年六月五日何等思ひ残すことなく從容として病歿す、齡方に六十九歳なり。

其他事蹟を認むる證據書類

三三

目録

一、文太官人の請を容れ藩に差出したる農兵支配米に對する建議書

一、官人中より隊長文太に宛てたる願書
(官人とは農兵の分隊長のことなり)

一、農兵支配米分配表

一、京都御守衛に上りたる文太部下三百名の内二番手名面帳

一、獄中の田村平一郎より獄中の文太に宛てたる手紙

一、獄中の長人村岡伊介より獄中の文太に贈りたる詩及歌

農兵支配米に對する建議書

上

増井文太

一、郷鐵砲の義御國恩爲冥加根元西洋流砲術農間相見合年久出會仕操練致候

所去る未年二月操練

御透見被仰付其節御結構を以て苗字帶刀被仰付壹統難有奉存是迄年々兩季の外毎月ケ所々に於て出會玉藥等相用稽古相勵候所より近頃追々熟練の者多人數に相成候内にも年久爲御國恩右執行仕候者の義に御座候得ば中にも根氣相衰候所より不熟の者共も彼是出來稽古方引立申論に私共同役色々申談折には稽古方引立仕に酒食杯相與精々取立候へ共何分御組附人數の内一枚に相派立不申私共同役一統奉恐入候は兼ねて出精相勵候者へは御引立として御趣意被爲仰付候は、自然不出精の者共も熟練の場に相至一同の者共御用立申様に相運可申に付私共重々難有奉存候乍併萬一如何様引立仕候て熟練の義に相成不申分は前同様其手裁判より取計を以て指免候様に相運候へば自こ精兵相育御組附の内病氣の外に御用に相立不申者は無御座候様乍恐奉存候依之郷鐵砲の者精不精御取分け出精の者へは永續の御取置被仰付候て惣隊本人は勿論惣領二男三男に至迄稽古

仕候様被仰付候得ば何時にても六大隊相揃且又其餘臨時御用立候者も出來申様に奉存候向後此儘御指置被遊候ては人數相揃候儀は扱置臨時御用立候者出來申義無覺束様に奉存候左候得ば私共同役不裁判に相通重々奉恐入候尤元來農間を以て稽古方相勵申者の義に御座候へば自然不融通に相成候に付農事第一御年貢杯申立候時は於私共に申諭の筋一圓無御座候時は私共同役不得止事裁判御免申上候より外に方便無之誠に奉恐入候右に付當時會の場に相至候得ば何卒永續の御道も有御座間敷哉此段御容易被仰付度奉存候 以上

亥 正 月

農兵の分隊長より隊長文太に宛てたる支配米に對する願書

申 上 覺

一、文久元酉年六月に郷鐵砲稽古方取究に付私共夫々役割に相成乍不及相勤何卒惣隊引立非常御用にも相立候様相勵せ度志しにて是迄は相勤候得共

昨年以來月並稽古等にも人數次第に相減し此頃に至りては中々稽古相立不申様奉存候に付端々聞合候所近年の時合柄故手元困窮の者も有之旁稽古にも得罷出不申乍併粗存込候御國恩の義は譬貧窮に迫り候ても相忘不申先只今の御時合に候得者家族飢不申様の手當仕置候て農事の閑暇相考へ非常の節は出張仕御用端にても相勤度趣申出候此段至極尤に奉存候付ては私共同斷の義に御座候間右役割の義御免被仰付度奉存候殊更今の御時合稽古相勵み候上も重々相勵み可申筈の所右様申上候義奉恐入候へ共畢竟百姓の身分として多人數一和致砲術稽古仕第一の一命を指出陣中へも出張致度この志のみ強兵と奉存候所只今の掛にては一致の程無覺束奉存候何卒人氣相衰不申様御申諭に有之候へば至極私共に於て難有奉存候此段可然御執計被下度奉願候 以上

亥 六 月

杉 浦 平 太 郎

坂	狩	木	增	榎	石	奧	江	安	宮	橋	越	鈴
田	野	田	田	原	井	野	本	宅	本	本	岡	木
庄	孫	甚	仁	七	仁	雄	柳	勘	勘	孫	貞	文
兵	兵		右	郎	右	之	左	左	右	兵	七	右
衛	衛	吉	作	門	衛	進	門	門	門	衛	七	衛
					門							門

奧	楠	田	坂	稻	田	江	吉	宮	山	小	安	前
濱	木	村	東	山	村	本	田	本	形	田	田	田
喜	平	彌	和	辨	虎	筆	次	榮	次	忠	嘉	儀
兵		二	兵	吉	之	國	次	作	兵	藏	平	平
衛	六	郎	衛	助	藏	郎	作	衛	藏	平	平	

原	片	堤	原	喜	稻	中	橋	栗	榎	山	藤	前
	山			田	井	田	本	原	本	口	永	川
柳	貞	六	重	甚	三	九	長	沖	久	幸	國	伊
太	右	左	次	四	輪	右	兵		賀			兵
郎	衛	衛	郎	郎	太	衛	衛	藏	助	太	藏	衛
	門	門				門						

增井文太殿

岩井淺助

農兵支配米分配表

千八百十八人 郷鐵砲惣人數

内七十七人 由良岩屋御砲臺掛

殘千七百四十一人

内七百人 上套

内六百四十一人 中套

内四百人 下套

外に千貳百人 新農兵

一、御米四千五百貳石五斗

内 貳千壹百石

增井文太事蹟考

かへすかへすも才さまへ極巨細に御頼被下度幾重にも奉希候

鶯 羽 よ り

榮 螺 様

他言不許

右鶯羽は平一郎の號、榮螺は文太の號なり

右才は郡奉行棚橋勘太夫の息にして文太と親交厚かりし人なり

右文意は平一郎と文太は同時に入牢申付られたるも別房なりし爲意中を語るを得ず、文太は郡奉行の息と親しきを幸ひ之を通じて奉行に嘆願し早々に出牢し得らるゝ様周旋方頼む旨の書面と考察せらる。

獄中の長人村岡伊介より獄中の

文太に送りたる詩及和歌

國家累々日多難

進退報君碎胸肝

二十四年吾事畢

身逢禁錮夢初安

荒磯にわれつ碎けつみたる、月の
一つになしてかへせしら浪

長人 村 岡 伊 介

文太の詠草の中より

歳 旦

皇國の實にありかたきためしなれ
人のこころ葉のそろふ初はる

新 月

三日月は弓はしめそごいひつへき
けふたつ春の山の端へいる

梅

花鳥のはるのかすみのさこなれは
ゆきかふ袖に匂ふうめか香

幽居

人ごはぬ我かくれ家にさすかけも
かすみにくもる春の夜の月

湯あみして更衣のをり

うきここのふるき衣をぬきすて、
けふより袖の涼しがるらむ

寄月述思

浮雲のかゝらはかゝれゆくすゑは

はれてそ残るあり明けの月

諭鶴羽詣てに鹿の聲をきゝて

ふる年の聲にかはらすさをしかの
ゆかしかりける萩の花つま

獄中にて

冬の月こゝろもさむきせきの戸に
鶏のねをなく人やあれかし

歳暮兩親の無事をきゝて

ふるさこの老木の梅もこしくれて
馨るこきくそ嬉しかりける

題しらす

大君の御こゝろ思へはいたつらに
賤のわか身のいも安からす

壽賀

人は知らず神や守らむ千代までも
くちせぬきみのその真心を

餞別

ますらをの行くへき道は直なれば
岩ふみならし山や越ゆるなむ

述懐

真心をおのかものごはおもはまし
神のみするの身ごし思へは

同

何事もなし遂けすしていたつらに
早くれはてし今日を歎かむ

同

うき世には鹿をは馬ご云ふなれご
心しあらはきゝなたかへそ

田村氏のたよりを見て

雲はれて明けゆく今朝の心地こそ
朝日ご共にのさけかりけれ

鹽尾浦に二千人の兵士を見て

ごり立てし人を櫻におもひなして
なて育てける花やつはもの

折にふれて

誠あらはうき世の中もいごはまし
つるきの山も登りてそ見む

故郷の父を思ひて

老松の葉いろはおなしふかみごり

千ごせの春の苔やかさねむ
弟のここをおもひて
ふるさこの松の千歳をかそへつゝ
つらなる枝を頼みこやせむ

増井文太事蹟考 終

昭和四年十一月十二日印刷
昭和四年十一月十五日發行

非賣品

編輯兼 發行者 增井同族會

代表 河崎良一

兵庫縣三原郡榎列村

印刷所 海文堂印刷部

神戸市元町通三丁目三三五

印刷者 下間次郎磨

神戸市元町通三丁目三三五

終